

令和元年 11 月 23 日

# 三島駅南口西街区の土地売却に関する「刑事告訴」 ～ 「市民説明会」の開催について ～

三島駅南口の整備を考える市民の会代表 渡辺豊博

平成 29 年 8 月、三島市と三島市土地開発公社が、三島市民の貴重な市有地である三島駅南口西街区の土地 3,141 ㎡をホテル建設用地として東京急行電鉄(株)に売却しました。しかし、その事務処理の経過や内容には、相場をはるかに下回る安価な土地価格での売却が行われ、数々の疑問点が内在しており、地方自治法第 237 条 2 項の「普通財産を適切な価格なくしてこれを譲渡してはならない」に違反し、安価な譲渡は違法ないし不当と考えられます。

現在までに、原告の渡辺は、三島市監査委員に対して「三島市市長措置請求」を行い、第 1 回目は平成 30 年 1 月 30 日に棄却、第 2 回目は平成 30 年 7 月 11 日に却下されました。

そこで、真相解明のための「住民訴訟」を平成 30 年 8 月 8 日に静岡地方裁判所に提訴しました。現在までに 5 回（平成 30 年 10 月 26 日、11 月 30 日、平成 31 年 2 月 15 日、4 月 19 日、令和元年 7 月 5 日）の公判を重ね、裁判結果として令和元年 10 月 11 日に却下の不当判決となり、令和元年 10 月 19 日付で東京高等裁判所に控訴しました。

実は、この事件に関しましては、令和元年 8 月 5 日に静岡県警察本部に対して「刑事告訴」を行いました。今までに何回かの調整が繰り返されて、不受理となりましたが、その理由があまりにも不合理・不当で納得できるものではないので、再度、反論資料を県警に提出して、連絡待ちの状態になっています。

そこで「刑事告発」の詳細な内容と経過説明などを行うべく、下記のとおり「市民説明会」を開催いたしますので、ご出席のほど、宜しくお願い申し上げます。

## 記

日時	令和元年 11 月 25 日（月）午後 2 時から	自由参加
場所	NP0 法人グラウンドワーク三島事務所（三島市芝本町 6-2・電話 055-983-0136）	
告発人	三島駅南口の整備を考える市民の会代表 渡辺豊博	
被告発人	三島市長 豊岡武士ほか	
告発の趣旨	「官製談合防止法違反罪」「公契約関係競争等妨害罪」「背任罪」に該当	
告発の内容	1 「官製談合防止法違反罪」「公契約関係競争等妨害罪」 募集要項発表前に 1 社だけに募集要項・提案の条件等を教示したことなど	
	2 「背任罪」 従来どおり三島市が土地開発公社から西街区を買取って事業者売却すれば、4 億円の売却益が三島市に入ることを三島市自体が算出しながら、市長はこれをせず、公社から事業者へ直接西街区を売却することにしたため、三島市が得られるはずの売却益 4 億円相当の損害を与えたこと	